

最上町農業委員会第32回総会議事録

日 時 平成28年01月25日(水) 午後14時30分～
場 所 最上町役場 3階 第1会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会 長 後藤 一男
日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 議 案

1. 出席委員 (14名)

1番 渡部 浩栄 2番 庄司 千賀夫 3番 奥山定次郎 4番 菅 孝
5番 渡邊 紀栄 6番 渡部 義信 7番 大場 充 8番 高橋 光廣
9番 中畠 聡 10番 小林 吉雄 12番 奥山 勝明 13番 五十嵐一春
14番 二戸 孝一 15番 後藤 一男

2. 欠席委員 (1名)

11番 今田 源光

3. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃 事務局次長 金田 敏幸
事務筆耕 大澤 真由美 事務筆耕 齊藤 千枝

4. 会議に付議した事項

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 最上町農用地利用集積計画について
議案第4号 最上町農業委員会の委員選出に関する規則について
議案第5号 最上町農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱について
議案第6号 最上町農地利用最適化推進委員委嘱に関する規則について
議案第7号 最上町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱について

【開 会】

議 長 : 　ただ今より、平成 28 年度最上町農業委員会第 32 回総会を開会致します。本日は 11 番委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 　日程第 1、会期の決定について議題と致します。お諮りいたします。会期は本日一日限りと致します。これに異議はございませんか。
（異議なしの声）
　全員異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 　日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議はございませんか。
（異議なしの声）
　ご異議なしと認めます。それでは、10 番小林吉雄委員、12 番奥山勝明委員兩名にお願い致します。
　それでは、日程第 3 議事に入ります。

【議 事】

議案第 1 号 　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。農地法第 3 条に規定による許可申請書の提出があったので、同条第 1 項の規定により可否を決定しようとするものである。平成 29 年 01 月 25 日提出。
（議案第 1 号 朗読説明 2 件）

議 長 : 　ご苦労様です。ただ今、議案第 1 号の説明が終わりました。これより、質疑に入りますが質問、ご意見のある方は挙手のうえ議席番号を言ってからご発言下さいますよう、宜しく願いいたします。では、

質問、ご意見はございませんか。

(5番委員挙手)

5番委員 : 新規就農は45歳未満だと思いますが、44歳で新規就農して45歳を迎えた場合はどういうふうになるのでしょうか。

事務局 : 制度としては45歳まで申請の権利があり、そこから5年間になりますので45歳になったからといってそこで終了となるわけではありません。

5番委員 : わかりました。

議長 : 他にございませんか。

(3番委員挙手)

3番委員 : 以前は、親から借入れしたものはだめだったと思います。他人から農地を借りないと新規就農はできなかったと思います。今は緩和されたのでしょうか。

事務局 : 以前は、親元就農は認められなかったのですが、現在は、ある一定の条件を満たしていれば親元就農も認められるようになりました。

3番委員 : わかりました。

議長 : 他にございませんか。

(2番委員挙手)

2番委員 : 今の質問に関係しますが、親と同じ作物でもいいのでしょうか。

事務局 : 同じ作物ではだめで、新に別の作物を栽培しなくてははいけません。その辺りの条件がクリアできるかがキーとなります。

2番委員 : わかりました。

議長 : 他にございませんか。

(3番委員挙手)

3番委員 : 差し支えなければ栽培作物を教えてください。

事務局 : 両者ともにアスパラです。

3番委員 : わかりました。

議長 : 他にございませんか。
(5番委員挙手)

5番委員 : 経営面積ですが、親と同じでいいのですか。借りた分の面積が経営面積になるのではないですか。

事務局 : 経営面積は同一世帯と見られるので同じになります。

5番委員 : わかりました。

議長 : 他にございませんか。ないようですので議案第1号について裁決いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案どおり決定する事に賛成する方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定承認されました。つづきまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成29年1月25日提出。
(議案第2号 朗読説明 1件)

議長 : 議案第2号について事務局の説明が終わりました。このことについて、質問ご意見はございませんか。ないようですので、議案第2号について裁決いたします。議案第2号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり決定承認されました。

つづいて、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成29年1月25日提出。
(議案第3号 朗読説明 2件)

議長： ただ今、議案第3号について事務局の説明が終わりました。これについて、質問ご意見はございませんか。ないようですので、議案第3号について裁決いたします。議案第3号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」は原案どおり決定されました。

つづいて、議案第4号から議案第7号までは関連議案となります。従いまして、議案第4号から議案第7号までを一括して事務局より説明していただきます。その後に、質疑を受けたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第4号「最上町農業委員会の委員選任に関する規則(案)」
議案第5号「最上町農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱(案)」
議案第6号「最上町農地利用最適化推進委員委嘱に関する規則(案)」
議案第7号「最上町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱(案)」(4議案について説明)

議長： ただ今、4議案について事務局の説明が終わりました。この4案件について質問ご意見をお受けいたします。4、5号については町長の判断ということですので、6号、7号について皆さんからの判断をお願いしたいと思います。何かございませんか。これまで、推進委員の定数等も議会でも問題として上がりましたが、まずは、やってみないとわからない部分も多くありますので7月からの3年間この要綱と規則をもってやっていただければと思います。皆様から何かございませんか。

ないようでしたら、議案第4号から第7号までの採決をいたします。議案第4号から第7号まで原案どおり決定する事に賛成の方は挙手を

お願いいたします。（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、議案第4号から第7号は原案どおり決定承認されました。

以上で本日の議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成28年度第32回総会を閉会いたします。